

# さいたま市特別職報酬等審議会

## <第2回 資料>

開催日：令和5年10月23日（月）

場 所：さいたま市役所別館2階 第7委員会室



## <資料目次>

1. 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給の改定案
  - ・ 市長・副市長の給料月額及び市議会議員の議員報酬月額・期末手当の改定案 . . . . . 1
  
2. 特別職報酬等審議会における月例給・特別給の審議結果等
  - ・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等 . . . . . 7

## 市長の給料月額・期末手当（改定案）

(単位:円)

給料月額		期末手当		地域手当		年間支給額	
改定前	改定率	現行(H28.4～)	支給月数	年額	年額	年額	総額
1,243,000	▲2.73%	⑭ 1,210,000	3. 30月	⑪ 6,508,590	2,178,000	⑧ 23,206,590	

案	給料月額		期末手当		地域手当		年間支給額	
	給料月額の改定案	改定率	改定後	支給月数	年額	年額	年額	総額
1	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.57%	⑭ 1,229,000 (19,000)	3. 40月	⑧ 6,811,117 (302,527)	2,212,200 (34,200)	⑦ 23,771,317 (564,727)	
2	財政規模 類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	3.39%	⑫ 1,251,000 (41,000)	3. 40月	⑧ 6,933,041 (424,451)	2,251,800 (73,800)	⑥ 24,196,841 (990,251)	
3	人口規模 類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	6.94%	⑩ 1,294,000 (84,000)	3. 40月	⑤ 7,171,348 (662,758)	2,329,200 (151,200)	⑥ 25,028,548 (1,821,958)	
4	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.57%	⑭ 1,229,000 (19,000)	3. 35月	⑩ 6,710,954 (202,364)	2,212,200 (34,200)	⑦ 23,671,154 (464,564)	
5	財政規模 類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	3.39%	⑫ 1,251,000 (41,000)	3. 35月	⑧ 6,831,085 (322,495)	2,251,800 (73,800)	⑥ 24,094,885 (888,295)	
6	人口規模 類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	6.94%	⑩ 1,294,000 (84,000)	3. 35月	⑦ 7,065,887 (557,297)	2,329,200 (151,200)	⑥ 24,923,087 (1,716,497)	

※ ○数字は、政令指定都市の高い金額からの順位(令和5年4月1日時点)

※ ( )書きは、現行との差額

※ 改定後の数値は、千円未満切り捨て

※ 給料月額の改定率は、現行の額に対する改定後の額との差額の割合

※ 財政規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市

※ 人口規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市、京都市、神戸市、福岡市

※ 財政規模については、第1回審議会資料P23・24参照。人口規模については、第1回審議会資料P21参照。

## 副市長の給料月額・期末手当（改定案）

（単位：円）

給料月額		期末手当		地域手当		年間支給額	
改定前	改定率	現行(H28.4～)	支給月数	年額	年額	年額	総額
977,000	▲2.66%	⑬ 951,000	3. 30月	⑪ 5,115,428	1,711,800	⑪ 18,239,228	

案	給料月額		改定後		期末手当		地域手当		年間支給額	
	給料月額の改定案	改定率	改定後	支給月数	年額	年額	年額	年額	総額	
1	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.58%	⑬ 966,000 (15,000)	3. 40月	⑩ 5,353,572 (238,144)	1,738,800 (27,000)	⑧ 18,684,372 (445,144)			
2	財政規模 類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	4.52%	⑪ 994,000 (43,000)	3. 40月	⑧ 5,508,748 (393,320)	1,789,200 (77,400)	⑤ 19,225,948 (986,720)			
3	人口規模 類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	7.99%	⑩ 1,027,000 (76,000)	3. 40月	⑤ 5,691,633 (576,205)	1,848,600 (136,800)	⑤ 19,864,233 (1,625,005)			
4	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.58%	⑬ 966,000 (15,000)	3. 35月	⑩ 5,274,843 (159,415)	1,738,800 (27,000)	⑧ 18,605,643 (366,415)			
5	財政規模 類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	4.52%	⑪ 994,000 (43,000)	3. 35月	⑧ 5,427,737 (312,309)	1,789,200 (77,400)	⑤ 19,144,937 (905,709)			
6	人口規模 類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	7.99%	⑩ 1,027,000 (76,000)	3. 35月	⑧ 5,607,933 (492,505)	1,848,600 (136,800)	⑤ 19,780,533 (1,541,305)			

※ ○数字は、政令指定都市の高い金額からの順位(令和5年4月1日時点)

※ ( )書きは、現行との差額

※ 改定後の数値は、千円未満切り捨て

※ 給料月額の改定率は、現行の額に対する改定後の額との差額の割合

※ 財政規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市

※ 人口規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市、京都市、神戸市、福岡市

※ 財政規模については、第1回審議会資料P23・24参照。人口規模については、第1回審議会資料P21参照。

## 議長の議員報酬月額・期末手当（改定案）

議員報酬月額			期末手当		年間支給額
改定前	改定率	現行(H20.1～)	支給月数	年額	総額
1,030,000	▲5.1%	⑫ 977,000	3. 30月	⑭ 4,674,944	⑫ 16,398,944

(単位:円)

案	議員報酬月額			期末手当		年間支給額	
	議員報酬月額の改定案	改定率	改定後	支給月数	年額	総額	総額
1	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.54%	⑫ 992,000 (15,000)	3. 40月	⑬ 4,890,560 (215,616)	⑫ 16,794,560 (395,616)	
2	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	5.02%	⑪ 1,026,000 (49,000)	3. 40月	⑧ 5,058,180 (383,236)	⑩ 17,370,180 (971,236)	
3	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	8.09%	⑨ 1,056,000 (79,000)	3. 40月	⑥ 5,206,080 (531,136)	⑧ 17,878,080 (1,479,136)	
4	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.54%	⑫ 992,000 (15,000)	3. 35月	⑭ 4,818,640 (143,696)	⑫ 16,722,640 (323,696)	
5	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	5.02%	⑪ 1,026,000 (49,000)	3. 35月	⑨ 4,983,795 (308,851)	⑩ 17,295,795 (896,851)	
6	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	8.09%	⑨ 1,056,000 (79,000)	3. 35月	⑥ 5,129,520 (454,576)	⑧ 17,801,520 (1,402,576)	

※ ○数字は、政令指定都市の高い金額からの順位(令和5年4月1日時点)

※ ()書きは、現行との差額

※ 改定後の数値は、千円未満切り捨て

※ 議員報酬月額の改定率は、現行の額に対する改定後の額との差額の割合

※ 財政規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市

※ 人口規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市、京都市、神戸市、福岡市

※ 財政規模については、第1回審議会資料P23・24参照。人口規模については、第1回審議会資料P21参照。

## 副議長の議員報酬月額・期末手当（改定案）

議員報酬月額			期末手当		年間支給額
改定前	改定率	現行(H20.1～)	支給月数	年額	総額
920,000	▲5.1%	⑫ 873,000	3. 30月	⑭ 4,177,304	⑯ 14,653,304

(単位:円)

案	議員報酬月額			期末手当		年間支給額	
	議員報酬月額の改定案	改定率	改定後	支給月数	年額	総額	総額
1	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.49%	886,000 (13,000)	3. 40月	⑬ 4,367,980 (190,676)	⑯ 14,999,980 (346,676)	⑯ 14,999,980 (346,676)
2	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	4.93%	916,000 (43,000)	3. 40月	⑩ 4,515,880 (338,576)	⑩ 15,507,880 (854,576)	⑩ 15,507,880 (854,576)
3	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	9.05%	952,000 (79,000)	3. 40月	⑥ 4,693,360 (516,056)	⑦ 16,117,360 (1,464,056)	⑦ 16,117,360 (1,464,056)
4	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.49%	886,000 (13,000)	3. 35月	⑭ 4,303,745 (126,441)	⑯ 14,935,745 (282,441)	⑯ 14,935,745 (282,441)
5	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	4.93%	916,000 (43,000)	3. 35月	⑩ 4,449,470 (272,166)	⑪ 15,441,470 (788,166)	⑪ 15,441,470 (788,166)
6	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	9.05%	952,000 (79,000)	3. 35月	⑦ 4,624,340 (447,036)	⑨ 16,048,340 (1,395,036)	⑨ 16,048,340 (1,395,036)

※ ○数字は、政令指定都市の高い金額からの順位(令和5年4月1日時点)

※ ()書きは、現行との差額

※ 改定後の数値は、千円未満切り捨て

※ 議員報酬月額の改定率は、現行の額に対する改定後の額との差額の割合

※ 財政規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市

※ 人口規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市、京都市、神戸市、福岡市

※ 財政規模については、第1回審議会資料P23・24参照。人口規模については、第1回審議会資料P21参照。

## 議員の議員報酬月額・期末手当（改定案）

議員報酬月額			期末手当		年間支給額
改定前	改定率	現行(H20.1～)	支給月数	年額	総額
850,000	▲5.1%	⑫ 807,000	3. 30月	⑭ 3,861,494	⑫ 13,545,494

(単位:円)

案	議員報酬月額			期末手当		年間支給額	
	議員報酬月額の改定案	改定率	改定後	支給月数	年額	総額	総額
1	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.49%	⑫ 819,000 (12,000)	3. 40月	⑪ 4,037,669 (176,175)	⑫ 13,865,669 (320,175)	
2	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	3.59%	⑪ 836,000 (29,000)	3. 40月	⑧ 4,121,480 (259,986)	⑩ 14,153,480 (607,986)	
3	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	7.56%	⑧ 868,000 (61,000)	3. 40月	⑥ 4,279,240 (417,746)	⑧ 14,695,240 (1,149,746)	
4	1. 6%引上げ 【一般職の給与改定率の累計値】	1.49%	⑫ 819,000 (12,000)	3. 35月	⑬ 3,978,292 (116,798)	⑫ 13,806,292 (260,798)	
5	財政規模類似政令指定都市平均 【歳出総額±25%(5市)】	3.59%	⑪ 836,000 (29,000)	3. 35月	⑪ 4,060,870 (199,376)	⑪ 14,092,870 (547,376)	
6	人口規模類似政令指定都市平均 【人口±50万人(8市)】	7.56%	⑧ 868,000 (61,000)	3. 35月	⑥ 4,216,310 (354,816)	⑨ 14,632,310 (1,086,816)	

※ ○数字は、政令指定都市の高い金額からの順位(令和5年4月1日時点)

※ ()書きは、現行との差額

※ 改定後の数値は、千円未満切り捨て

※ 議員報酬月額の改定率は、現行の額に対する改定後の額との差額の割合

※ 財政規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市

※ 人口規模類似政令指定都市：仙台市、千葉市、川崎市、広島市、北九州市、京都市、神戸市、福岡市

※ 財政規模については、第1回審議会資料P23・24参照。人口規模については、第1回審議会資料P21参照。



## 改定影響額（年間）

《・期末手当 +0.10月》

案1 一般職の給与改定率の累積値

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長	1	3,108,071円	22,420,513円
副市長	3		
水道事業管理者	1		
教育長	1		
代表監査委員	1		
特別秘書	1		
議長	1	19,312,442円	
副議長	1		
議員	58		

案2 財政規模 類似政令指定都市平均

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長等	8	6,396,211円	43,485,211円
議員	60	37,089,000円	

案3 人口規模 類似政令指定都市平均

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長等	8	10,941,578円	80,570,038円
議員	60	69,628,460円	

《・期末手当 +0.05月》

案4 一般職の給与改定率の累積値

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長等	8	2,551,346円	18,283,767円
議員	60	15,732,421円	

案5 財政規模 類似政令指定都市平均

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長等	8	5,825,631円	39,258,456円
議員	60	33,432,825円	

案6 人口規模 類似政令指定都市平均

対象者	人数	影響額合計	影響額総額
市長等	8	10,351,847円	76,184,787円
議員	60	65,832,940円	

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等			
		月 例 給		特 別 給	
審議結果	理 由	審議結果	理 由		
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更 職務の特殊性、責任を考慮し、一般職職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申	
17			特別職報酬等審議会の開催なし		
18					
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	

と改定状況等①

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長、副市長 3. 30月 ・市議会議員 3. 30月	(据置き)	0. 00	(据置き)	4. 40月	(据置き)	3. 30月
		△ 0. 45 (引下げ)	△ 0. 45	0. 05月 (引上げ)	4. 45月	0. 05月 (引上げ)	3. 35月
		△ 0. 11 (引下げ)	△ 0. 56	(据置き)	4. 45月	(据置き)	3. 35月
(給料・議員報酬) H20. 1. 1～ (5. 1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4. 60 給与改定分 0. 06	△ 5. 10	0. 05月  (引上げ)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
—	—	(据置き)	0. 00	(据置き)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
—	(期末手当年間支給月数) H21. 12. 1～ (0. 20月引下げ) ・市長、副市長 3. 10月 ・市議会議員 3. 10月	△ 0. 19 (引下げ)	△ 0. 19	△0. 35月 (引下げ)	4. 15月	△0. 25月 (引下げ)	3. 10月
—	(期末手当年間支給月数) H22. 12. 1～ (0. 15月引下げ) ・市長、副市長 2. 95月 ・市議会議員 2. 95月	△ 0. 28 (引下げ)	△ 0. 47	△0. 20月 (引下げ)	3. 95月	△0. 15月 (引下げ)	2. 95月
—	—	△ 0. 30 (引下げ)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	—	(据置き)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	—	(据置き)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	(期末手当年間支給月数) (0. 15月引上げ) ・市長、副市長 3. 10月 (H27. 4. 1～) ・市議会議員 3. 10月 (議会が施行を保留)	0. 45 (引上げ)	△ 0. 32	0. 15月 (引上げ)	4. 10月	0. 15月 (引上げ)	3. 10月

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等			
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等		
		審議結果	月例給 理 由	特別給 理 由
27	2回	据置き・引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
28	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申
29	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申
R2	3回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申
R3	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引下げを答申
R4	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R5		引上げ	第1回審議会において、引上げの意見報告	引上げ 第1回審議会において、引上げの意見報告

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

と改定状況等②

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の 年間支給月数	改定月数	改定後の 年間支給月数
(給料) H28. 4. 1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当年間支給月数) H27. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20  (引上げ)	△ 0.12	0.10月  (引上げ)	4.20月	0.05月  (引上げ)	3.15月
—	(期末手当年間支給月数) H28. 12. 1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35  (引上げ)	0.23	0.10月  (引上げ)	4.30月	0.10月  (引上げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) H29. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22  (引上げ)	0.45	0.10月  (引上げ)	4.40月	0.05月  (引上げ)	3.30月
—	(期末手当年間支給月数) H30. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.45月	0.05月  (引上げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R1. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3. 4. 1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.50月	0.05月  (引上げ)	3.40月
—	(期末手当年間支給月数) R2. 12. 1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3. 4. 1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	△0.05月  (引下げ)	4.45月	△0.05月  (引下げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R3. 12. 1～ (0.10月引下げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	(据置き)	0.45	△0.15月  (引下げ)	4.30月	△0.10月  (引下げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) R4. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.23  (引上げ)	0.68	0.10月  (引上げ)	4.40月	0.05月  (引上げ)	3.30月
		0.92  (人事委員会勧告)	1.60	0.10月  (人事委員会勧告)	4.50月	0.10月  (人事院勧告)	3.40月